

JSPS Information

- ◇日本惑星科学会会則の改定について
- ◇日本惑星科学会賛助会員名簿
- ◇日本惑星科学会主催・共催・協賛・後援の研究会情報

◇日本惑星科学会会則の改定について

第50回総会において会則の改定が承認された。改定箇所を下線で示す。

日本惑星科学会会則

第1章 総則

第1条 本会は、日本惑星科学会(The Japanese Society for Planetary Sciences)という。

第2条 本会は、惑星科学及びこれに関連する諸科学の進歩に貢献するとともに その平和的応用及び普及を目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 定期大会及び学術講演会などの開催
2. 会誌「遊・星・人」その他の出版物の刊行
3. その他必要と認めた事業

第4条 本会の事務局は付則に定める場所におく。

第2章 会員

第5条 会員は正会員、シニア会員及び賛助会員から成る。

1. 正会員は第2条の目的に賛同する個人
2. 賛助会員は本会の事業を援助する個人または団体
3. 学籍を有する正会員を学生正会員、その他の正会員を一般正会員とする
4. シニア会員は60歳以上で、通算10年以上の正会員歴を有し、常勤職に就いていない個人

第6条 一般正会員は会費10,000円を毎年前納しなければならない。学生正会員は年額5,000円を毎年前納しなければならない。賛助会員は一口(50,000円)以上を毎年納めなければならない。既に納めた会費はいかなる場合においても返付しない。シニア会員は会費を納めることを要しない。

第7条 会員は次の権利をもつ。

1. 正会員及び賛助会員は会誌などの配布を受け、かつ本会の刊行物の購入について便宜が与えられる。また講演会での研究発表、会誌への投稿ができる。さらに本会の催す各種の学術的会合に参加するこ

とができる。

2. 正会員は総会において議決権を行使できる。また役員選挙において、選挙権及び被選挙権をもつ。

3. シニア会員は講演会での研究発表、会誌への投稿ができる。また本会の催す各種の学術的会合に参加することができる。

第8条 正会員及び賛助会員になろうとするものは、所定の入会申込書を本会事務局へ提出する。第5条4項を満たすものでシニア会員になろうとするものは会費を完納の上、所定の入会申込書を本会事務局へ提出する。入会の承認は運営委員会で行う。

第9条 退会希望者は会費を完納の上、退会届を本会事務局へ提出する。退会の承認は運営委員会で行う。

第10条 会員が本会の名誉を著しく損なった場合、あるいは正当な理由なく会費を滞納した場合は、運営委員会の議決により除名されることがある。

第3章 役員

第11条 本会は次の役員をおく。

1. 会長(1名)：本会を代表し、会の事業を統率する。
2. 副会長(2名以内)：広い立場から会長を補佐し、会長に事故があるとき、あるいは欠けたときは、その職務を代行する。
3. 運営委員(20名)：運営委員会を構成する。
4. 専門委員(若干名)：各専門委員会を構成する。
5. 監事(2名)：本会の会計を監査する。
6. その他の役員(若干名)：選挙管理委員長及び委員、作業部会委員長及び委員など会の運営を円滑にするため臨時に選出する。

第12条 各役員の選出は以下のように定める。

1. 会長の選出は、役員選挙規定による。
2. 副会長は、正会員の中から会長が選出し、運営委員会で承認する。
3. 20名の運営委員の内12名は役員選挙規定により選出し、あとの8名は正会員の中から会長が選任する。
4. 各専門委員会委員長は運営委員の中から会長が選任する。
5. 各専門委員会委員は正会員またはシニア会員の中から会長が選出し、運営委員会で承認する。
6. 監事は運営委員会が選出した候補2名を会長が全正会員に通知し、30日以内に10分の1以上の正会員からの異議の申し出がなかった場合、その候補に委嘱する。
7. 第11条6項に相当する委員会委員長は運営委員の中から会長が選出し、運営委員会で承認する。
8. 第11条6項に相当する委員は正会員またはシニア会員の中から会長が選出し、運営委員会で承認する。

第13条 会長、副会長、運営委員、各専門委員、監事ら役員の任期はすべて2年とする。ただし再任は妨げない。改選期は12月とする。

第4章 運営

第14条 本会は次の機関で運営される。

1. 総会
 - (1) 正会員で組織し、本会運営の方針を決定する最高議決機関である。
 - (2) 会長が召集し、少なくとも年1回開催される。
 - (3) 総会は正会員の10分の1以上(委任状を含む)の出席をもって成立する。議長は運営委員会が推薦し、

総会で承認を得る。

- (4) 会則の変更以外は出席者の過半数をもって議決することができる。可否同数の時は議長が決める。
- (5) 正会員の5分の1以上の直接請求があった場合、あるいは監事が必要と認めた場合は、会長は90日以内に総会を招集しなければならない。

2. 運営委員会

- (1) 運営委員、及び会長、副会長で組織され、会則に定める事項、総会に提出する議案、及び本会の運営に必要な案件の審議及び議決を行う。
- (2) 運営委員会には運営委員以外の専門委員会委員も出席できる。ただし議決権を有しない。
- (3) 運営委員会は、原則として年4回、会長が召集し、議長となる。
- (4) 運営委員会は構成員の4分の3以上(委任状を含む)の出席をもって成立する。
- (5) 出席者の過半数をもって議決することができる。可否同数の時は議長が決める。
- (6) 運営委員の半数以上から請求があったときは、会長は臨時に運営委員会を召集しなければならない。

3. 専門委員会

- (1) 総務、財務、編集、その他の専門委員会を置き、会の業務を執行する。
- (2) 専門委員会の新設、変更、廃止などは運営委員会の議決による。

4. 作業部会

- (1) 各専門委員会は重要な検討事項が生じた場合、時限の作業部会をおくことができる。
- (2) 作業部会の設置は運営委員会の了承を必要とする。

5. 研究会

- (1) 本会は、必要に応じて重要分野・領域の振興を目的とする研究会を設けることができる。
- (2) 新設、変更、廃止などは運営委員会の議決による。

第5章 会計

第15条 本会の事業遂行に要する経費は会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

第16条 本会の会計年度は1月1日に始まり12月31日をもって終わるものとする。

第6章 会則の変更

第17条 会則の変更は総会において出席正会員の3分の2以上の同意によって決することができる。

第18条 本会則は2009年5月18日から施行する。

付則

- 1. 本会の事務局は株式会社イーサイド内におく。
- 2. 個人または団体は別に定める年額で会誌を定期購読できる。
- 3. 関係諸学会と協力して欧文誌「Earth, Planets and Space」を刊行する。
- 4. この付則の変更は運営委員会の議決を経て総会で承認する。

会則変更履歴

2019年10月18日 第50回総会: 第1章, 第2条, 第3条1項, 第2章, 第5条, 第6条, 第7条1項, 2項, 第8条, 第3章, 第12条2項, 3項, 5項, 8項, 第5章, 第15条 改訂, 第2章, 第5条4項, 第7条3項 追加

2009年5月18日 第31回総会: 第4章, 第14条3項(1)改訂

2007年9月26日 第28回総会: 第2章, 第6条 改定

2003年10月9日 第20回総会: 第2章, 第5条3項追加, 第6条 改定

2003年5月28日 第19回総会: 第4章, 第14条, 「5. 研究会」 追加

◇日本惑星科学会賛助会員名簿

2018年12月25日までに、賛助会員として本学会にご協力下さった団体は以下の通りです。社名等を掲載し、敬意と感謝の意を表します。(五十音順)

有限会社テラパブ
Harris Geospatial 株式会社
株式会社ナックイメージテクノロジー

◇日本惑星科学会主催・共催・協賛・後援の研究会情報

(a)場所, (b)主催者, (c)ウェブページ/連絡先など。

転記ミス, 原稿作成後に変更等があるかもしれません。各自でご確認ください。

2019/06

6/15-6/21 第32回宇宙技術および科学の国際シンポジウム

- (a) 福井県福井市
- (b) 32nd ISTS Organizing Committee
- (c) <http://www.ists.or.jp>